

景観形成基準対応説明
（表）

行為の場所が市街化区域の場合は「一般課題対応区域」で「都市区域」を、市街化調整区域の場合は、「特定課題対応区域」で「圏央道沿線区域」をチェックしてください。

行為の場所		区域の別	☐ 一般課題対応区域 （ ☒ 都市区域 ☐ 田園区域 ☐ 山地・丘陵区域） ☒ 特定課題対応区域 （ ☒ 圏央道沿線区域 ☐ 圏央道以北高速道路沿線区域） ☐ 景観形成推進区域	
		地名地番	幸手市大字〇〇字××1111番地外3筆	
行為の種類	☒ 建築物	区分	☒ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更	
	制限基準に該当する色彩や点滅光源を使用していない場合もチェックを入れてください。		改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更	
	☐ 物件の堆積	遮蔽物	☐ 植栽 ☐ 鋼板 ☐ その他（ ）	
工 建 作 築 物 物	命 勸 令 告 基 準 変 更	☒ 埼玉県景観計画別表大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）の面積が、当該立面の面積の合計の3分の1を超えない。		
物件の堆積	勸告基準	☐ 堆積の高さが3mを超えない。		
		☐ 遮蔽物等があり、周囲から堆積物が見えない。		
		☐ 埼玉県景観計画別表大規模建築物等の基調となる色彩の面積が、当該立面の面積の合計の3分の1を超えない。		
建築物・工作物・物件の堆積	配慮事項	遠景から中景（広域景観の中での在り方）	☒ 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。	
			☒ 山の稜線や神社、寺院等の建造物などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮している。	
		中景から近景（周辺景観の中での在り方）	☒ 建築物、工作物及び物件の堆積の遮蔽物（以下「建築物等」という。）の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材としている。	
			☒ 建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した色彩としている。	
			☒ 建築物等の外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光の色等としている。	

基本的に配慮事項には全てチェックが入るようにしてください。
やむを得ず配慮できない場合については理由をご説明ください。

(裏)

建築物・工作物・物件の堆積	配慮	中（中で周の辺から景観を近方）	☒ 建築物等の高さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。	
			☒ 建築物等の長さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。	
			☒ 建築物等の形態は、周辺の町並みや建築物の形態との調和に配慮している。	
			☒ 建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。	
	配	建築物等のデザイン	建築物等の外観を構成するもの	※使用していない場合もチェックを入れてください。
			☒ 原色に近い色彩は避けている。	
			☒ 点滅する照明は避けている。	
			☒ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和及び使用する量のバランスに十分配慮している。	
			屋外階段	※ある場合のみチェックを入れてください。
			☐ 建築物本体と調和した外形としている。	
			☐ 建築物本体と調和した色彩としている。	
			屋上設備	※ある場合のみチェックを入れてください。
			☐ 外部から直接見えにくいように壁面等で囲っている。	
			☐ その壁面等は、建築物本体と調和する外形及び色彩としている。	
			☒ 敷地内には、地域の景観に調和した樹種を植栽している。	
			☒ 植栽は、道路等の公共空間に面する部分に設置している。	
☐ 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積している。※物件の堆積の場合のみ				
☐ 堆積物の周辺は植栽等で遮蔽している。※物件の堆積の場合のみ				

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。

借地であるため植栽が不可能などの場合はその旨を記載してください。